

令和8年春季農作業標準賃金のお知らせ

問 農業委員会事務局 ☎72-5176

市農業委員会において、春季農作業標準賃金が下記のとおり設定されました。耕作条件などを考慮のうえ、参考としてください。(金額は税込み価格で表記しています)

1. 農繁期賃金(実労8時間、賄いなし)

作業別	令和8年春季
普通作業	10,492円
軽作業	9,122円

3. 耕耘料など(10a当たり)

作業別	令和8年春季
畑地耕耘	8,800円
春田耕耘(荒起し)	9,350円
麦田耕耘	8,800円
荒あけ	6,600円
水田代かき	7,700円
田植え(苗別)	7,700円
コンバイン(麦)	14,300円
// (稲)	20,900円
大豆機械播種(耕起含む)	13,970円
// (播種のみ)	7,450円
育苗(1箱)	946円
畦塗り機(1m当たり)	140円

2. 草刈り賃金(1時間当たり)

作業別	令和8年春季
草刈り(機械・燃料込)	1,720円

4. 乾燥等利用料金(出来高重量 30kg当たり)

麦	水分量(%) (持ち込み時)	令和8年春季
選別調整のみ	12.5 以下	429円
乾燥 選別調整	12.6~17.0	1,155円
	17.1~21.0	1,210円
	21.1~25.0	1,320円
	25.1~30.0	1,320円
30.1 以上	1,320円	
水稻(早期)	水分量(%) (持ち込み時)	令和8年春季 全日
初すりのみ	15.0 以下	451円
乾燥初すり 選別調整	15.1~20.0	1,037円
	20.1~23.0	1,037円
	23.1~26.0	1,060円
	26.1~29.0	1,150円
	29.1 以上	1,210円

国東市農地賃借料水準のお知らせ

問 農業委員会事務局 ☎72-5176

令和7年1月から12月までに公告された農地(田:水稻)の賃借における1反(10a)当たりの賃借料水準は、以下のとおりです。

地域名	使用賃借 (無償件数)	賃借件数	平均額	最高額	最低額
国見地域	31件	21件	9,300円	14,800円	2,800円
国東地域	148件	117件	4,600円	7,800円	2,000円
武蔵地域	103件	228件	9,700円	10,000円	4,900円
安岐地域	134件	103件	13,500円	23,000円	3,400円
(参考)市全体	416件	469件	8,000円	23,000円	2,000円

- (注) 1. 賃借件数は算出に用いた筆数です。使用賃借(無償)は算出の対象に含まれていません。
 2. 賃借料の各地域データ平均額の上下それぞれ70%を超えるものは、親類間その他の特殊な取引によるものとして、データの信頼性を高めるため集計の対象に含まれていません。
 3. 賃借料を物納(玄米)としている場合は、30kg当たり14,670円に換算しています。
 4. 金額は、算出結果を百円未満で四捨五入したものです。
 ・算出方法は、『「農地法の運用について」の制定について 第5』による。
 ・「30kg当たり14,670円」は、令和7年産米ヒノヒカリ1等30kg農協売渡し価格による。

国東市外国人材育成支援補助金のお知らせ

申・問 観光・地域産業創造課 産業創出係 ☎72-5183

市では、外国人材(技能実習生および特定技能など)を雇用する市内事業者が、外国人材の育成と地域生活を支援するための経費について、外国人材を雇用する人数に応じて補助します。

1. 申請条件

(1) 対象者

- 外国人材を1人以上受け入れており、当該外国人材の就労場所が国東市内であること。
- 外国人材の定着に積極的に取り組むことを確約し、かつ労働保険・社会保険などに加入させている者であること。
- 市税などを滞納していないこと。

(2) 申請募集期限 7月31日(金)

2. 補助条件

(1) 対象経費

- 技能実習生の語学学習のために実施する経費
- 外国人材との親睦および交流を図るための福利厚生の経費

③外国人労働者などの買い物などの日常生活を支援する経費

(2) 補助の額 対象経費の5分の4を乗じた額

(3) 補助金の上限額

次の表の人数区分に応じて、技能実習生の額と特定技能などの額を合算した額

区分	人数	1人~5人	6人~19人	20人以上
①技能実習生		10万円	人数×2万円	40万円
②特定技能など		5万円	人数×1万円	20万円

※雇用人数の算定基準日は、申請日となります。

(4) 事業実施期間

交付決定後~令和9年3月末まで

3. 申請書類

市ホームページからダウンロードすることができます。



市ホームページ

森林の立木を 伐採するときには 届け出が必要です!

申・問 農林水産課 林業水産係 ☎72-5198

- 立木を伐採するときは、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出」
- 伐採が完了したときは「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告」
- 造林が完了したときは「伐採後の造林に係る森林の状況報告」



それぞれを提出することが森林法で義務づけられています。詳細はお問い合わせください。

届出や報告の提出はなぜ必要なの?

国東市森林整備計画に従った適切な施業を行い、健全で豊かな森林を作ることができるようするためです。

誰が提出を行うの?

森林所有者や立木を買い受けた者などです。

※立木を伐採する者と伐採後の造林を行う者が異なる場合は、共同で提出します。

例えば、以下のとおりです。

◆自分で、あるいは請負によって伐採・造林する場合→森林所有者

◆伐採業者などが森林所有者から立木を買い受けて伐採する場合→森林所有者と立木買い受け者(共同)

提出の時期はいつ?

①伐採及び伐採後の造林の届出: 伐採を始める90日から30日前まで

②伐採に係る森林の状況報告: 伐採を完了した日から30日以内

③伐採後の造林に係る森林の状況報告: 造林を完了した日から30日以内

提出をしないとどうなるの?

森林法に基づき処罰(100万円以下の罰金など)の対象となる可能性があります。